

国立国会図書館 納本方法に関するお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国立国会図書館法第25条による出版物の納本については、毎々多大なるご協力を賜り、感謝申し上げる次第でございます。

しかし、一部の出版物につきましては依然として納本漏れも見受けられ、督促をかけさせていただいているのが現状であります。年度が変わり、人事異動等で業務引き継ぎの際は、再度の納本方法の確認をしていただき、納本漏れの無いよう、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【納本方法について】

1. どんな出版物を

- 書籍、雑誌、ムック、コミックス、新聞、CD-ROM、ブルーレイ、DVD、音楽CD、楽譜、地図等、すべての出版物が対象です。

・ 改訂版・付録つき・アダルト系もすべて納本対象です。

- 一部、例外として以下のような出版物は納本の必要はありません。

① 機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの

※ 具体的には、書き込みや切り取り等加工して使用するもの、特定の期間のためや特定の用途を果たすためのものでかつ手本や解説等を含まないもの等

例：手帳、家計簿、日記帳、切り絵、カレンダー、型紙集等

② 既に国立国会図書館に所蔵があるもの

- ・ 単純に刷を重ねた、内容が同一のもの
- ・ 復刻や再版で出版者が同一のもの

※ ただし、「再版」「新装版」等の版表示の明記があり、内容の変更や増減が明らかな場合は除きます。

③ 他の手段により収集するもの

- ・ 国の機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人等の発行、編集・著作・翻訳（監修を除く）のもの。
- ・ 教科書、教科書の教師用指導書、住宅地図、規格資料（規格番号の記載のあるもの）

2. いつまでに

- 原則として、発行の日から30日以内。

3. どのような方法で

- ① 日本出版取次協会等の一括代行機関を経由する方法（代償金(通常5掛)または寄贈）
- ② 直接、国立国会図書館に送付または持参する方法（代償金(通常5掛)+送料または寄贈）

